

## 水巻町ふるさと応援寄付条例

平成 20 年 9 月 29 日 制定

### (目的)

第 1 条 この条例は、本町のまちづくりに賛同する人々から寄付金を募り、これを財源として、寄付者のまちづくりに対する意向を具体化することにより、多様な人々の参加による個性豊かな活力あるふるさとづくりに資することを目的とする。

### (事業の区分)

第 2 条 前条に規定する寄付者の意向を具体化するための事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 町の歴史と文化を伝承する事業
- (2) 町の自然と環境を保全する事業
- (3) 子どもたちの未来を応援する事業
- (4) 生涯学習で輝く人々を応援する事業
- (5) 町民の健康と福祉を応援する事業
- (6) 町の活性化を応援する事業
- (7) 住民自治やコミュニティ活動を応援する事業
- (8) その他町長が必要と認める事業

### (基金の設置)

第 3 条 寄付者から収受した寄付金を適正に管理運用するため、水巻町ふるさと応援基金(以下「基金」という。)を設置する。

### (寄付金の使途指定)

第 4 条 寄付者は、第 2 条各号に規定する事業のうちから自らの寄付金を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。

2 前項の指定がない寄付金については、町長が使途を指定するものとする。

### (基金への積立て)

第 5 条 基金として積み立てる額は、前条の規定により寄付された寄付金の額とする。

### (管理)

第 6 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### (運用益金の処理)

第 7 条 基金の運用から生じる収益は、水巻町一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第 8 条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第 9 条 町長は、第 2 条各号に掲げる事業に要する費用に充てる場合に限り、水巻町一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の全部又は一部を処分することができる。

( 寄付者への配慮 )

第 10 条 町長は、基金の積立て、管理、処分その他基金の運用に当たっては、寄付者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

( 委任 )

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。